○国土交通省告示第七百二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第九号の規定に基づき、講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

第一　登録建築設備検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十八（規則第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特定建築物調査員である者	建築学概論
防火設備検査員である者	建築学概論
昇降機等検査員である者	建築学概論
建築設備士である者	建築設備定期検査制度総論
	建築学概論
	建築設備に関する建築基準法令
	建築設備の耐震規制、設計指針
	換気、空気調和設備
	排煙設備
	電気設備
	給排水衛生設備

第二　登録防火設備検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（規則第六条の十八（規則第六条の二十三及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特定建築物調査員である者	建築学概論
防火設備検査員である者	建築学概論
建築設備検査員である者	建築学概論
昇降機等検査員である者	建築学概論
建築設備士である者	建築学概論
防火設備に関し専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認める者	国土交通大臣が指定する科目

第三　登録昇降機等検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（規則第六条の十八（規則第六条の二十三及び第六条の二十五において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特定建築物調査員である者	建築学概論
防火設備検査員である者	建築学概論
建築設備検査員である者	建築学概論
建築設備士である者	建築学概論

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局川崎国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十六号

三　指定する道路の部分

区間	幅員
町田市鶴間字十五号一六一八番六から同市鶴間一丁目二一番七まで	八・七五～四二・六〇メートル

四　指定する期日　平成二十八年四月二十三日

○関東地方整備局告示第百九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間字十五号一六一八番六から同市鶴間字九号七八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十四日

○関東地方整備局告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

関東地方整備局長　石川　雄一